

## 「平成20年度税制改正案」カンタン解説

平成20年度の与党税制改正大綱が、昨年12月13日に発表されました。

本年度は、衆議院・参議院のねじれ国会の影響で、この大綱がすんなり税制改正につながる昨年までとは様相が変わっておりますが、やはり情勢としてはこの大綱をベースに税制改正が行われることは間違いないのでは、と推測します。

そこで、与党の大綱をベースに、本年も「税制改正のカンタン解説」をまとめてみました。是非、ご参考にいただければ幸いです。

**なお、不明な点、ご質問等は、私あるいは当法人税務スタッフ、あるいは御社の担当の者に、遠慮なくご質問ください。電話でもメールでもFAXでも結構です。**

では、本年もよろしくお願いたします。

東京メトロポリタン税理士法人  
代表社員 北岡 修一

### ●ご質問、お問い合わせは下記まで...

住所：東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー4F  
TEL:03-3345-8991 FAX:03-3345-8992  
共通アドレス：info@tmcg.co.jp 北岡アドレス：kitaoka@tmcg.co.jp

## 1. 法人事業税の税率の改正

(平成20年10月1日以後開始事業年度より)

いわゆる「格差」問題への対応のため、この改正が設けられました。

都市部と地方の地域間の財政力格差を縮小するために、法人事業税の一部を、都市から地方へ再分配を行おう、というものです。

### ●法人事業税の税率

①<資本金1億円以下の普通法人>

所得区分	現行	改正案	差
年400万円以下の所得	5.0%	2.7%	△2.3%
年400万円超 年800万円以下の所得	7.3%	4.0%	△3.3%
年800万円超の所得および清算所得	9.6%	5.3%	△4.3%

②<資本金1億円超の普通法人>・・・**外形標準課税の対象法人の所得割**

所得区分	現行	改正案	差
年400万円以下の所得	3.8%	1.5%	△2.3%
年400万円超 年800万円以下の所得	5.5%	2.2%	△3.3%
年800万円超の所得および清算所得	7.2%	2.9%	△4.3%

※ ①と②は、下がった税率（差）は、同じです。

## 2. 地方法人特別税の創設(国税)

(平成20年10月1日以後開始事業年度より)

1により法人事業税が下がった分は、新しくできる「地方法人特別税」として納付することになります。

①<資本金1億円以下の普通法人>

$$\text{地方法人特別税} = \text{法人事業税額} \times 81\%$$

②<資本金1億円超の普通法人>

$$\text{地方法人特別税} = \text{外形標準課税の所得割額} \times 148\%$$

※ 地方法人特別税は、法人事業税とともに、申告納付することになります。

※ その後、都道府県は地方法人特別税を、国に払い込むことになります。

※ 国に集められた地方法人特別税は、地方法人特別譲与税として、1/2は人口で、1/2は従業者数で、各都道府県に譲与することになります。

※ これにより、約2.6兆円もの税金が、各都道府県への配分財源になります。  
特に東京都は、3千億円もの財源を拠出することになります。

※ また、この措置は、消費税を含む税体系の抜本改革を行うまでの間の、暫定措置として手当てされるものです。

### 3. 研究開発促進税制の拡充

(平成20年4月1日～平成22年3月31日までの開始事業年度)

研究開発費を、一定額以上使うと、法人税から控除してくれる制度です。

この制度は、以前よりありますが、これが拡充されて延期されます。

研究開発促進税制は、次のような制度になりますが、企業のタイプによって次の2つの制度から選択することができます。

#### (1) 増加型

$$\text{①総額部分} \quad \text{当期の試験研究費} \times 8 \sim 10\% = \text{税額控除①}$$

(中小企業は12%まで)

$$\text{②増加部分} \quad (\text{当期の試験研究費} - \text{前3期の平均}) \times 5\% = \text{税額控除②}$$

$$\text{③税額控除額} = \text{税額控除①} + \text{税額控除②}$$

※ 税額控除①は、上限：法人税額の20%、税額控除②は、上限：法人税額の10%

※ 合わせて、上限は、法人税額の30%にもなりません。

#### (2) 高水準型

$$\text{①総額部分} \quad \text{当期の試験研究費} \times 8 \sim 10\% = \text{税額控除①}$$

(上記と同じ) (中小企業は12%まで)

$$\text{②高水準部分} \quad (\text{当期の試験研究費} - \text{売上高} \times 10\%) \times \text{税額控除率} = \text{税額控除③}$$

\* 税額控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

$$\text{③税額控除額} = \text{税額控除①} + \text{税額控除③}$$

※ 税額控除①は、上限：法人税額の20%、税額控除③は、上限：法人税額の10%

※ 合わせて、上限は、法人税額の30%にもなりません。

(1) と (2) は、②の部分が違います。

試験研究費の額を、前3期の平均額と比較するのか、あるいは、売上高の10%と比較するのか、どちらかを選択できるのです。

いずれにしても、法人税の30%まで減税できますので、よく検討するべきでしょう。  
法人税率は下がりましたが、このようにピンポイントで税率下げを行なっています。

## 4. 情報基盤強化税制の延長・拡充

(2年間延長:平成22年3月31日まで)

この制度は、次のような制度です。

●一定の情報セキュリティ対策に対応する設備を取得した場合

- ・対象資産：サーバー、OS、データベースソフトおよびそのアプリケーションソフト、ファイヤーウォール

●取得価額の10%の税額控除と、50%の特別償却との選択適用できる。

税額控除は、法人税の20%を限度。1年繰越あり。

今回、次のような改正が入ります。

(1) **資本金1億円以下の会社 優遇**

取得価額の合計額の最低限度300万円を70万円に引き下げる。

年間合計で70万円以上を設備投資すれば、対象になります。

(それ以上の会社は、年間3,000万円以上の投資が必要です)

(2) 部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアを対象資産に追加する。

(3) SaaS、ASP事業者が適用対象になることを明確化

(SaaS、ASP：インターネット経由で情報処理を行なうサービス)

## 5. 中小企業投資促進税制の延長

(2年間延長:平成22年3月31日まで)

●器具備品の対象資産 (その他機械装置は、160万円以上)

- ① 電子計算機
- ② デジタル複合機
- ③ ソフトウェア

これらを、年間120万円以上投資した場合は、

●取得価額の7%の税額控除と、30%の特別償却との選択適用

税額控除は、法人税の20%限度。1年繰越あり。

## 6. エンジェル税制の抜本拡充

(平成20年4月1日以降出資するものから)

ベンチャー企業に投資した場合に、1,000万円を限度として、寄付金控除ができるようになります。

### (1) 寄付金控除額 = 出資額 - 5,000円

※ただし、上限は、総所得金額×40% と 1,000万円のいずれか低い金額です。

※この特例を受けた金額は、その株式の取得価額から控除します。

### (2) 対象となるベンチャー企業

経済産業大臣の確認を受けた次のベンチャー企業

- ① 設立1年目の株式会社 ⇒ 中小企業新事業活動促進法の特定新規中小企業者
- ② 設立2、3年目の株式会社 ⇒ 上記企業で設立以来、営業CFが赤字の会社

●上記以外の、経済産業大臣の確認要件あり

- ・研究者または開発者が2人以上かつ全従業員の10%以上
- ・試験研究費、宣伝費、マーケティング費用が売上高の3%超、または売上高成長率25%超
- ・外部からの投資を1/6以上取り入れている会社であること

### (3) 今までのエンジェル税制 優遇措置は？

- ① 投資額を、その年の他の株式譲渡益から控除できる ⇒ 存続
- ② 譲渡益を1/2に圧縮できる ⇒ 廃止(経過措置あり)
- ③ 譲渡損が出た場合は、翌年以降3年間の繰越控除ができる ⇒ 存続

●今までのエンジェル税制対象企業の条件

以下について経済産業局等の確認を受ける必要あり

- ・創業期(設立10年以内)の中小企業者であること
- ・新たな事業を実施するために売上高の一定割合の費用を支出していること
- ・外部からの投資を投資時点で1/6以上取り入れている会社であること
- ・大規模会社の子会社でないこと
- ・未登録・未上場の株式会社であること

## 7. 人材投資促進税制の拡充

(平成20年4月1日以後)

教育訓練費が増加した場合に、本制度の適用がありました。非常に使いづらいため、新たな制度として拡充されます。

なお、本制度は中小企業が対象であり、大企業分は平成20年3月31日をもって廃止となります。

### <新たな制度内容>

新たな制度は、教育訓練費の増減にかかわらず、この税制を使うことができます。

#### (1) 適用条件

$$\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労働費用：給与＋法定福利費＋教育訓練費}} \geq 0.15\%$$

上記の場合に、本税制の適用があります。

0.15%は、中小企業の平均水準です。

#### (2) 税額控除額

$$\text{①税額控除額} = \text{教育訓練費} \times \text{税額控除率}$$

$$\text{②税額控除率} = 8\% + \left[ \frac{\text{教育訓練費}}{\text{労働費用}} - 0.15\% \right] \times 40$$

※最高12%までとなります。

#### (3) 教育訓練費とは？

教育訓練費とは、従業員（役員は除きます。）の職務に必要な技術や知識を習得させるため又は向上させるために支出する費用で、次のような費用をいいます。

- ① 教育、訓練、研修、講習等（以下「教育訓練等」といいます。）を行なう場合に、講師または指導者（役員および使用人は除く）に支払う報酬、その教育訓練等のための施設、設備などの賃借費用など
- ② 社外の者に教育訓練等を委託する場合の委託料
- ③ 従業員を社外の教育訓練等に参加させる場合に支払う授業料など
- ④ 教育訓練等のための教科書などの教材の購入又は製作のための費用

## 8. 事業承継税制の抜本拡充

### (平成20年10月1日以降の相続—予定)

中小企業の事業承継を円滑に行なうための税制が抜本的に拡充されます。

非上場の同族株式の株価評価は、大変高いものになり、相続税の支払いも多額になることが多々ありました。本税制は、本年度および来年度の2年間の税制改正によって、事業承継にかかる同族株式の相続税を80%納税猶予しようというものです。

#### (1) 制度の概要

事業承継相続人が、相続によって取得した自社株式の80%に対応する相続税を、納税猶予する制度です。

ただし、その会社の発行済み株式の2/3に達するまでの部分が限度となります。

#### (2) 適用となる会社

次の資本金および従業員数の両方を満たす中小企業であること

業種	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※経済産業大臣に事業承継計画を提出し、上記条件と共にチェックを受けます。

#### <除外される会社>

- ・資産管理会社（スルーして実質的に何もしていない会社）
- ・投資目的会社（持ち株会社は、事業会社の監督等を行なっているためOK）

#### (3) 被相続人、相続人の条件

##### ①被相続人（親）

- ・会社の代表者であったこと
- ・被相続人と同族関係者で発行済み株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主であった場合

##### ②事業承継相続人（後継者）

- ・会社の代表者であること
- ・事業承継相続人と同族関係者で発行済み株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となる場合

<相続後>

- 5年間の事業継続が要件。具体的には、
  - ・ 代表者であること
  - ・ 雇用の8割以上を維持すること
  - ・ 相続した対象株式を継続保有すること

#### (4) 相続税の免除や納付

##### ① 免除

死亡の時まで保有し続けた場合など、一定の場合には猶予税額の納付を免除してくれます。

##### ② 納付

- ・ 相続税の申告期限から5年以内に、代表者でなくなるなど上記の事業継続要件が満たされなかった場合は、猶予税額の全額を納付することになります。
- ・ 5年経過後も、その株式を譲渡した場合には、譲渡した株数に対応する猶予税額を納付することになります。
- ・ 上記いずれの場合も、法定申告期限からの利子税も併せて納付します。

##### ③ 担保

納税猶予の対象となった株式はすべて国に担保として供さなければなりません。

#### (5) 導入時期

平成20年10月に、事業承継支援の新法（事業継続円滑化法：仮称）が施行される予定であり、その施行の日に遡って、それ以降の相続に適用される予定です。

#### (6) 相続税の課税方式の変更

事業承継税制の施行に併せて、相続税の課税方式の変更も検討されています。

##### ● 法定相続分課税方式（全体で計算） ⇒ 遺産取得課税方式（各人ごとの計算）

<理由>

- ・ 今の課税方式だと、特例を受けた相続人だけでなく、それ以外の相続人の税金も安くなってしまう。
- ・ 相続財産の隠蔽が発覚して、税額が追徴される場合、今の課税方式だと、隠蔽した相続人以外の相続人の税金も追徴となってしまう。



## 9. 減価償却資産の耐用年数の短縮

### (平成20年4月1日以後開始事業年度より)

昨年度税制改正で、減価償却制度が大幅に改訂されましたが、その際の積み残しであった耐用年数の短縮について見直しが図られました。

具体的には、「機械及び装置の耐用年数表」が大幅に変更になりました。機械装置の種類ごとに390区分であったものが、業種ごとに55区分へ大括り化が図られています。

この改正は、既存の減価償却資産の耐用年数も短縮することになります。

## 10. 公益法人制度改革への対応

### (平成20年12月1日以後)

公益法人については、国の制度改革によって、現行の「社団法人・財団法人」が、**公益社団法人・公益財団法人** または **一般社団法人・一般財団法人**に移行することが決まっています。その税制面の対応が、今回の大綱に盛り込まれました。

公益法人の税制は、次のようになります。

公益法人の種類		法人課税	寄付金税制
公益社団法人 公益財団法人		収益事業のみ課税 収益事業から公益事業 への内部寄付金を認め る(所得金額の50%ま たは実額)	法人税における寄付金の特別枠 の対象 譲渡所得の非課税の特例の対象 相続財産の贈与の非課税の対象
一般社団法人	非営利	収益事業のみ課税	譲渡所得の非課税の特例の対象
一般財団法人	その他	普通法人課税	対象外

※一般社団法人・一般財団法人の非営利法人は、非営利性が徹底された法人で一定の要件を満たす法人です。

## 11. ふるさと納税の創設

### (平成21年度分以後の個人住民税)

任意の地方公共団体(都道府県または市区町村)に対して寄付をした場合は、その金額が5,000円を超えるときは、その超える金額のうち一定金額を住民税から控除してくれます。ただし、住民税の10%を限度とします。

すなわち、自分のふるさとや、好きな地方公共団体に寄付をすれば、その分の住民税を納めたことになり、本来の住民税が減ることになるわけです。

## 12. 金融所得の一体課税

(平成21年1月1日～平成22年12月31日まで)

現在、上場株式の譲渡益および配当に関しては、10%という優遇税率になっています。  
(上場していない株式は、20%です)

この優遇税率が、平成20年末に廃止になります。

平成21年以降は、次のようになります。

<上場株式の譲渡所得と配当所得の税率>

区 分		20 年末迄	21・22 年	23 年以降
譲渡所得	500 万円超	10%	20%	20%
	500 万円以下	10%	10%	20%
配当所得	100 万円超	10%	20%	20%
	100 万円以下	10%	10%	20%

※税率が20%になる場合には、確定申告が必要になります。

また、平成21年分以降、上場株式の譲渡損が発生した場合は、その損失を上場株式の配当所得から控除できるようになります。(損益通算の特例)

さらに平成22年1月頃からは、この損益通算が特定口座内のできるようになる予定です。

## 13. 電子申告・電子納税関連

### (1) 添付書類の省略(追加) 平成20年1月4日以降

電子申告を行なう場合に、次のような書類は税務署に提出する必要がなくなります。

・雑損控除や寄付金控除の証明書・住宅ローン控除の借入金年末残高証明書 等

### (2) 納税証明書の書面交付 平成20年1月4日以降

納税証明書を電子申請した場合でも、書面で送付してもらえるようになります。

### (3) 電子納税の簡便化 平成21年9月1日以降

e-Taxと金融機関のシステムを介して、指定した預金口座から即時に納税が完了する収納方式を創設する予定です。

## 14. 登録免許税

土地の売買等にかかる登録免許税の特例措置について、適用期限を平成23年3月31日まで延長し、税率については下記のように段階的に引き下がっていきます。

項目	現行	改正案		
	20/3月迄	20/4月～	21/4月～	22/4月～
土地の売買による所有権移転登記（本則 20/1,000）	10/1,000	10/1,000	13/1,000	15/1,000
土地の所有権の信託の登記（本則 4/1,000）	2/1,000	2/1,000	2.5/1,000	3/1,000

※3月までに税制改正案が可決されないと、いきなり現行の倍（本則）の税率になってしまいます。「ねじれ国会」の現状では、その懸念もあります。

## 15. 省エネ改修促進税制の創設

（平成20年4月1日～平成20年12月31日まで）

自己の居住用の家屋について、金融機関から借入れをして、省エネ改修工事を含む増改築を行なった場合には、次の税額控除を受けることができます。

● **税額控除額 = 住宅借入金の年末残高 × 1%または2%**

控除期間は、5年です。借入金は償還期間5年以上のものであること、および控除の対象になるのは1,000万円が上限です。

控除率は、省エネ改修工事部分（200万円限度）が2%、それ以外の部分が1%です。

適用期間が今年の4月から12月と非常に短いのが不可解ですね...

## 16. 住宅の長寿命化(200年住宅)促進税制の創設

（平成22年3月31日まで）

福田首相の肝いりで盛り込まれたいわゆる200年住宅の優遇税制です。一定の基準に適合する認定を受けた長期耐用住宅について、次の優遇措置が検討されています。

●登録免許税：所有権保存登記、所有権移転登記について優遇税率検討中

●不動産取得税：課税標準からの控除額を、一般住宅特例より拡大

一般住宅特例の控除額 1,200万円 ⇒ 1,300万円に

●固定資産税：新築住宅に係る減額特例の適用期間を、一般住宅より長期間設定

・戸建て 1/2に減額 一般住宅特例 3年間 ⇒ 5年間に

・マンション 1/2に減額 一般住宅特例 5年間 ⇒ 7年間に